

座間市教育委員会 11月定例会会議録

1 開会日 令和7年11月12日(水)

2 場所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
教育長職務代理者 有山 周一 委員 馬場 悠男
委員 升水 由希 委員 吉田 幸代

4 出席職員 教育部長 高木 力 教育総務課長 冠 秀一
学校再編推進担当課長 齊藤 純 就学支援課長 高田 光拡
保健給食担当課長 古場 修 教育指導課長 下斗米 淑子
教育研究所長 本多 宏之 生涯学習課長 郡司 勉
図書館長 飯田 京子

5 書記 教育総務係長 菅野 修平 教育総務課主事 岡崎 郁弥

6 開会時刻 午前9時34分

7 案件

No.	議案番号	議案事項名	提案説明者	結果
1	4 2	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	4 3	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	就学支援課長	承認
3	4 4	座間市立学校職員服務規程の一部を改正する規程	就学支援課長	承認
4	4 5	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認

No.	報告番号	報告事項名	報告者	結果
1	1 3	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午前10時26分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会11月定例会を開会いたします。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は11月12日今日一日といたします。
次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に吉田委員と有山委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

木島教育長 続きまして、前々回及び前回会議録の承認に移ります。

10月8日開催の座間市教育委員会臨時会及び10月15日開催の座間市教育委員会10月定例会の会議録について、事前に配付のとおりですが、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、前々回及び前回会議録は承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、前々回及び前回会議録は承認いたします。
なお、会議録の署名は、本定例会後に行うことといたします。
続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 10月15日（水）教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、升水委員、吉田委員出席です。

10月16日（木）市民芸術祭文芸展、教育長出席です。高木教育部長から、なかなか良い川柳がありますよ、ということで私もその川柳を見てきましたので、ここで紹介いたします。「夏休み 家から出ないが 令和流」、座間小学校児童の川柳でした。

10月17日（金）弔問（佐野淳一元教育長）、教育長出席です。

10月18日（土）中学校体育祭、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、升水委員、吉田委員出席です。

10月19日（日）SDGsエコポスタークール表彰式、教育長出席です。

10月20日（月）県市町村教育長会連合会幹事会及び総会、これは小田原市で開

催されました。教育長出席です。

10月21日（火）いさま会役員会、教育長出席です。

同日、学校訪問A（入谷小学校）、教育長、教育長職務代理者、馬場委員出席です。

10月22日（水）市民芸術祭さつき盆栽展、教育長鑑賞です。

10月23日（木）学校施設視察（相武台東小・西中・東中学校）、教育長視察です。

これは主に、修繕されたトイレを見てきました。

同日、学校訪問A（栗原中学校）、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、升水委員、吉田委員出席です。

10月25日（土）市子ども会研修会～立野台小学校宿泊研修～、こちらの開会式に教育長出席です。

10月28日（火）市民芸術祭「座間の歴史」展、教育長出席です。

同日、未来へつなぐ学校づくり説明会、会場はイオンモール座間でした。教育長、升水委員出席です。

10月29日（水）未来へつなぐ学校づくり説明会、会場は公民館でした。教育長、馬場委員出席です。

10月30日（木）市長表敬訪問（県立厚木高等学校新聞部、濱津雲さん、城戸はなさん（2年生）、厚高新聞贈呈）、教育長出席です。

同日、未来へつなぐ学校づくり説明会、会場はサニープレイス座間でした。教育長、吉田委員出席です。

10月31日（金）デフリンピックキャラバンカーの展示、教育長出席です。聴覚障害者の国際スポーツ大会が日本で初めて開催されるようです。

同日、研究発表会（南中学校）、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、升水委員、吉田委員出席です。

同日、未来へつなぐ学校づくり説明会、会場は東地区文化センターでした。教育長、教育長職務代理者出席です。

11月2日（日）相模が丘地区市民レクリエーション大会、教育長出席です。

同日、多文化交流フェスティバル Intercultural Festival ~ともだちのわをひろげよう~、教育長出席です。これは座間小学校の体育館で行われ、座間市内の小・中学校に通うパキスタン、スリランカ、バングラデシュ、アメリカ、ペルー、ガーナなどの国々にルーツを持つ児童生徒の保護者が調理済みの飲食や物品を販売され、交流を図っていました。

11月3日（月）市表彰式、教育長、教育長職務代理者出席です。

同日、市技能功労者等表彰式、教育長出席です。

11月4日（火）民間プール水泳指導視察（スポーツクラブルネサンス・イオンモール座間24）、これは教育行政点検評価委員会委員の方々に、実際に民間プールの実

施状況を見もらうことを目的に実施しました。教育長出席です。

同日、学校訪問B（東中学校）、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、升水委員、吉田委員出席です。

11月6日（木）市民芸術祭菊花展、教育長鑑賞です。

同日、ようこそ！能楽の世界へ！～能楽で観る鬼退治～、教育長出席です。これはトップレベルの文化芸術団体による巡回公演を通じて、子どもたちに豊かな感性を育む場を作り、芸術鑑賞能力の向上を図ることを目的として公演してくださいました。本市では、東中学校が手を挙げてくれて、文化庁主催の公演を行うことができ、東中学校の2年生全員が鑑賞しました。

11月8日（土）小学校運動会（座間・相模野・相武台東・ひばりが丘・東原・入谷・旭・中原小学校）、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、升水委員、吉田委員出席です。年々、運動会を11月に行うという秋の開催に移行しつつあるので、いずれは全校が秋に実施することもあり得るかと思います。

同日、須賀川松明あかし、教育長出席です。市長の代理として須賀川市の松明あかしの様子を見てきましたが、須賀川市内の子どもたちが法被姿で松明を燃やし、応援歌や校歌を歌い、そしてみんなで会場を盛り上げている姿を見て、本市の中学生よりも勢いを感じる部分もありましので、本市でも参考にさせていただきたいなと思いながら、翌日に帰ってきました。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。

2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第42号並びに報告第13号は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第42号並びに報告第13号は非公開といたします。

また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。

それでは、議案第43号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」について、説明をお願いいたします。

（高田課長 挙手）

木島教育長 高田就学支援課長、お願ひいたします。

高田課長 それでは、資料7ページを御覧ください。議案第43号について御説明します。

提案理由は、事務処理方法の一部見直しに伴い、条文の整備及び様式の改正等をいたしたく提案するものです。

なお、本細則は、様々な児童の転出入に関することについて、学校と教育委員会のやり取りを定めているものでございます。

10ページを御覧ください。第5号様式（第5条関係）として定める指定校変更通知書は、指定された学区ではない学校に通いたい、という対応をする際に使用するものです。12ページを御覧ください。現行では、郵便はがきでやり取りをするものでしたが、現在、システムが導入され、そのシステムで作成される帳票を使用しておりますので、第5条第2項をすべて削除いたします。

10ページにお戻りください。第7条の指定校変更の申立期限について、現在は「指定された日から7日以内」と定めております。これは、新1年生に対して12月にあなたの指定校はここですよ、という通知を送っていますが、そこから7日以内と定められており、実際は通知を受け取ってから、色々と悩み考え、そして就学支援課に相談をするという状況のため、通常7日では収まらないのが現状です。そのため、その現状に合わせて「教育長が別に定める日まで」に改めます。

なお、施行後は就学支援課と相談しながら、もし悩んでいる場合はいつまでに決めてください、という形でこちらから指定させていただくことで対応していきます。

続いて、第8条の指定校変更に伴う学校への通知の様式についてです。16, 18ページを御覧ください。こちらの第10号様式（第8条関係）及び第11号様式（第8条関係）を用いて、実際に通うことになる学校と、通わなくなる学校に対して通知するものと定めておりますが、システムから発行される学齢簿加除訂正通知書という当該様式とほぼ同一のものがあるため、同じ内容のものを二重に送ることとなってしまっています。ここは事務の簡略化のため、システムから発行される学齢簿加除訂正通知書のみに一本化することから、第10号様式（第8条関係）及び第11号様式（第8条関係）を削除いたします。

続いて、第12条の児童生徒が退学したときの扱いについてです。20ページを御覧ください。第17号様式（第12条関係）を用いて、毎月の児童生徒数を学校に報告させておりますが、退学のみならず転出入を含めて報告させている他の様式があり、同じ内容となっておりますので、第17号様式（第12条関係）を本細則から削除いたします。

最後に、第14条、長期欠席児童生徒の学校から教育委員会への報告についてです。

22ページを御覧ください。第19号様式（第14条関係）を用いて教育研究所に報

告させているものですが、報告方法をシステム化するため、削除いたします。

ここまで、条文や様式の削除について御説明しましたが、少し戻りまして、14, 15ページを御覧ください。第6号様式（第6条関係）については、学校へ通知する際の項目名を一部変更等しております。14ページは現行、15ページは改正案です。新たに「就学校名」、「連番」、「カナ氏名」、「保護者カナ氏名」を追加し、「児童生徒等氏名」を「漢字氏名」、「保護者」を「保護者漢字氏名」、「保護関係」を「続柄」に変更いたします。

議案第43号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 高田就学支援課長、かなりシステム化が進んでいるということですね。

高田課長 はい。様々な帳票がシステムによって打ち出される形になりましたので、それをこれらの様式に転記する必要を省くために改正したところです。

木島教育長 ありがとうございました。御質問等もないようですので、議案第43号は承認することでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議等ないので、議案第43号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第44号「座間市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」について、説明をお願いいたします。

（高田課長 挙手）

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいいたします。

高田課長 それでは、資料24ページを御覧ください。議案第44号について御説明します。提案理由は、様式の改正をいたしたく提案するものです。
25ページを御覧ください。第7号様式の2（第9条関係）及び第16号様式（第15条関係）を改正いたします。
30, 31ページを御覧ください。30ページは現行、31ページは改正案です。

この第7号様式の2（第9条関係）は、正規職員ではなく臨時の任用職員や会計年度任用職員が使用する休暇簿です。この様式の右上にある「前勤務期間出勤状況」として「要出勤日数」、「同上8割」、「出勤日数」、をすべて削除しました。これまでには、前の任用期間で8割以上の勤務実績がないと、要するに欠勤が2割を超えると休暇が与えられなかつたのですが、前の任用期間の出勤状況を求めるものと制度が変わりましたので、31ページのとおり削除しました。

続いて、32、33ページを御覧ください。32ページは現行、33ページは改正案です。こちらは教職員の出勤簿ですが、現在、1月から始まるものを使用しています。学校の教職員は1月に年次有給休暇が付与され、使用期間を12月31日までとしていましたので、出勤簿も1月始まりとしていました。こちらも県の制度が変わったことによって、年次有給休暇の付与が4月となり、使用できる期間が3月31日までとなりましたので、出勤簿も4月始まりに変更するものでございます。

また、軽微なところですが、少し戻り、28、29ページを御覧ください。これまで押印欄が狭く、出張や年休の判子を2つ押した場合、完全に重なって見えない状態だったのですが、枠や文字の大きさを変更することで対応しております。

議案第44号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 有山教育長職務代理者は校長経験者で、出勤簿もよく見ていたかと思いますが、いかがでしょうか。

有山委員 特に8割勤務しないと休暇が与えられないあたりが改正されたため、働きやすくなつたのかと思います。

木島教育長 今回の制度改正で、休暇がなくなってしまう、ということはありませんか。

高田課長 来年1月にこれまでどおり20日間付与されて、そして4月に20日間付与されます。

ただ、繰越し分の繰越しはできないため、今年の1月に付与された20日間について、次の1月で付与される時はまだ残りを使えますが、次の4月、新たに20日間付与されると今年の分は消滅します。

木島教育長 ありがとうございました。御質問等もないようですので、議案第44号は承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第44号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第45号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(高木部長 挙手)

木島教育長 高木教育部長、お願ひいたします。

高木部長 それでは、資料34ページを御覧ください。議案第45号について御説明します。

提案理由は、令和7年度座間市一般会計補正予算案について提案するものです。

別添資料を御覧ください。1ページは、市長からの意見聴取の文書です。

それでは、令和7年度座間市一般会計補正予算案について御説明いたしますので、
2ページを御覧ください。

まず、歳入予算です。表のNo.1小学校債及びNo.2中学校債は、起債対象事業の実施に伴う増額です。

なお、起債対象事業については、この後の歳出予算のところで詳しく説明します。

No.3社会教育債は、北地区文化センター大規模改修工事における外壁及び屋上防水改修工事に当たり、地方交付税措置が見込める起債対象事業費の増に伴う増額です。

続いて歳出予算です。3ページを御覧ください。

No.1及びNo.2の小学校施設整備事業費は、ひばりが丘小学校及び相模が丘小学校屋内運動場に空調設備を設置することに伴う増額です。

No.3及びNo.4の中学校施設整備事業費は、西中学校及び栗原中学校屋内運動場に空調設備を設置すること並びに南中学校屋内運動場の外装大規模修繕工事及び空調設備を設置することに伴う増額です。

続いて継続費の補正内容について御説明します。4ページを御覧ください。

No.1小学校施設整備事業費及びNo.2中学校施設整備事業費は、先ほど歳出予算で御説明したそれぞれの工事について、令和7年度から令和8年度までの2か年にわたる工事となるため、継続費とするものです。

続いて繰越明許費の補正内容について御説明します。5ページを御覧ください。

No.1市民文化会館大規模改修事業費は、市民文化会館大規模改修工事の工期延

伸に伴い、同工事監理委託料について、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定し、次年度に繰越すものです。

続いて債務負担行為の補正内容について御説明します。6ページを御覧ください。

No. 1 事務事業等委託料は、令和8年度も小学校の水泳指導を民間プールで実施するに当たり、一部の学校が5月から水泳指導を実施する予定であることから、早期に送迎バスを確保する契約を締結するため、これに係る委託料を令和8年度の債務負担行為限度額として変更するものです。

今回の水泳指導送迎業務委託は、令和7年度中に契約締結する予定ですが、令和7年度の予算執行はゼロ円、令和8年度に786万9千円を限度に支出するものです。

No. 2 及びNo. 3 の小・中学校情報教育環境整備事業は、学校で使用する学習用端末を令和8年度に更新するに当たり、調達手続きを行うことから、これに係る購入費を債務負担行為限度額として追加するものです。

議案第45号の説明は以上です。

なお、小・中学校屋内運動場への空調設備の設置について冠教育総務課長から、学習用端末の更新について本多教育研究所長から詳細を説明いたします。

木島教育長 冠教育総務課長、お願ひいたします。

冠課長 小・中学校屋内運動場への空調設備の設置について、説明をさせていただきます。

今回の補正予算で計上させていただく小・中学校は、小学校がひばりが丘小学校及び相模が丘小学校、中学校が西中学校、栗原中学校及び南中学校です。

補正額は、先ほど教育部長から説明がありましたとおり、この事業に関しては、令和7年度と令和8年度の2か年にわたる継続費として実施をさせていただきたいと思っております。

なお、支出額が令和7年度と令和8年度の2か年で9億7,646万6千円です。

歳入に関しては、地方債を9億7,330万円組ませていただいて、ほぼ歳出額と同額が地方債としての歳入になります。

ただし、地方債でございますので、この金額は後年度に返還をしていくという形になつておりますが、その返還金額のうち、7割が国の地方交付税として交付される見込みとなっておりますので、実質、この金額の3割に当たる約3億円前後が市の負担額と見込んでおります。

工期に関しては、令和8年度中の完成を見込んでおります。各学校の状況により、完成時期は異なりますが、今回の5校は令和8年度中に完成させ、遅くとも令和9年度の夏までには、涼しい環境で過ごせるよう整えたいと思っております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

木島教育長 ありがとうございました。続いて本多教育研究所長、お願ひいたします。

本多所長 学習用端末の更新について、説明をさせていただきます。

現在、県の共同調達に参加させていただき、学習用端末の更新について準備を進めています。

学習用端末のスペックは、全体的に現在の物よりもバージョンアップしており、大きな変更点としては、これまで付いていなかったタッチペンが始めから付きます。

購入予定台数は約9, 350台で、令和8年度の想定児童生徒数を元に算出しました。

予備機は9, 350台のうち、約600台であり、これまでの故障率、例えば昨年度で言いますと3. 2%ですが、こういった数値と児童生徒数の想定減少数を元に算出しました。

金額は1台、55, 000円を想定しており、総額は御覧いただいている別添資料の6ページに記載されているとおり、約5億1, 500万円です。

なお、この金額のうち、3分の2に当たる金額が補助で補えるため、市費負担は3分の1ということになります。

今後のスケジュールは、令和8年2月に県がプロポーザルを実施して業者が決定し、その後6月に本契約、8月に学習用端末の更新をする予定です。

説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ここまで説明について、御質問等ございますか。

木島教育長 1台、約55, 000円の学習用端末を約9, 350台購入するということで、全体で相当な金額ですが、この予算は確実に確保できそうでしょうか。

本多所長 昨年度から実施計画にも計上しており、先日説明もさせていただきましたので、理解は得ているかと思います。

木島教育長 本市に限らず、県内他市の分も県が一括して購入する体制を取っているため、更新の時期を逃すわけにはいかないかと思います。

ちなみに、現在使用している学習用端末は、合計で何年間使用することになりますか。

本多所長 ここで5年間使用することになります。一般的に5年が寿命と言われていて、

年々故障率は上昇しており、学校からも故障した旨の連絡が多くありますので、その際は予備機を使用するようにしております。

木島教育長 聞くところによると、学習用端末も丈夫になっているということで、なかなか故障しないような状況にあるかと思いますが、やはり落としてしまうと故障してしまうものでしょうか。

本多所長 学習用端末を導入した当時も、丈夫であるようなことを言わっていました。当然わざとではないのですが、子どもの机に置いてあって、ぶつかって落ちてしまうこととか、持ち運びの時に落として、当たり所が悪いと画面にヒビが入ることや不具合が生じることもあります。そういう部分の技術は、企業も多少経験として蓄積されているかと思います。

木島教育長 児童生徒も机の広さが決まっており、そこに教科書、ノート、プリントや筆箱を置いたりしながら、さらに学習用端末を置くという状況は、限界があるような気がします。今後、教育研究所として机の広さや、人数的にも35人学級が進んでいたり、実際は35人をかなり下回る形で、クラスの人数が推移していくことを考えると、今後、広い机を購入するというような研究も進めたいなと思いますが、いかがでしょうか。

本多所長 学校によってですが、現在使用している机に後付けで天板を大きくすることができる天板拡張器具という商品を購入しているところもあり、学習用端末を差込んで授業を受けたりする姿が学校訪問の際にも見られます。

あとは工夫次第ですが、持ち運び用の袋を小学校は全校用意しており、学習用端末を使用しない時は机の上ではなく、その中に入れるようにするなどの発信は続けていきたいと思います。

木島教育長 ありがとうございました。

高木教育部長、学習用端末の更新や空調の整備を進めるなど、教育部としてハード面の予算が非常にかさむため、市全体のバランスを考えたときに、教育部で抱えているハード面ではないソフト面の予算を削減する動きがもし出てくると、今でさえ人件費などが厳しい状況ですから、その部分はどのように考えられているのでしょうか。

(高木部長 挙手)

木島教育長 高木教育部長、お願ひいたします。

高木部長 今言われたとおり、今回の補正予算をほぼ来年度に送る形になりますので、来年度の執行額は、かつてない金額になることが想定されます。

市全体としては、来年度以降の実施計画を計上するに当たって、まだ調整がついてない段階です。これから調整をすることになっているのですが、今のところ見込みがありませんので、今回の補正予算で要求したもの以外の教育部の予算については、今後、査定を受ける可能性があります。その部分については、気を引き締めて必要なものは必要と主張していくことに尽きるかと思います。

木島教育長 ありがとうございました。各所属長はこれから厳しい状況が続きますが、必要となる意義を財政当局に伝えていただいて、予算獲得に向けて努力していただきたいと思います。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第45号は承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第45号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(議案第42号「座間市教育委員会職員の人事について」並びに報告第13号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

(冠課長 挙手)

木島教育長 冠教育総務課長、お願ひいたします。

冠課長 令和7年秋の叙勲について、本市に関わる方の受章を御報告いたします。
11月3日付けで発表されました令和7年秋の叙勲におきまして、元座間小学校校

長の石附富美夫氏が、瑞宝双光章を受章されました。誠におめでとうございます。

報告は、以上です。

木島教育長 ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和7年12月17日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会11月定例会を閉じさせていただきます。